

平成 26 年度 第 1 回奈良市学校規模適正化検討委員会 次第

日 時：平成 2 7 年 3 月 2 7 日(金)

1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0

場 所：奈良市役所 北棟 6 階 第 2 2 会議室

1. 開会

2. 内容

- ① 学校規模適正化の現在の進捗等について
 - ・ 帯解・精華小学校の統合再編について
 - ・ 柳生・興東中学校の統合再編について
 - ・ 校章・校歌について
 - ・ 都祁地域の 4 小学校の統合再編について
- ② 学校規模適正化後期計画（案）について
- ③ その他

3. 閉会

【配付資料】

- ・ 資料 1 学校規模適正化の現在の進捗等について
- ・ 資料 2 学校規模適正化検討協議会ニュース
- ・ 資料 3 学校規模適正化に伴う統合再編に係る校名等について
- ・ 資料 4 両協議会代表による校名等協議会
- ・ 資料 5 帯解小学校、興東館柳生中学校 校章・校旗・校歌
- ・ 資料 6 学校規模適正化後期計画（案）～統合再編の基準～
- ・ 資料 7 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

学校規模適正化の現在の進捗状況等について

● 帯解・精華小学校の統合再編について

- ・協議会の開催：帯解地域 6 回（7/9、7/27、8/23、10/16、11/22、4/18 予定）
精華地域 8 回（5/7、5/19、7/11、8/11、10/10、11/17、1/7、4/15 予定）
- ・交流学習：2 学期に 4 回実施、3 学期に 2 回実施
- ・保護者会説明会：帯解小学校 2 回開催
精華小学校 1 回開催（第 4 回協議会から保護者（就学前も含む）も協議会に全員参加）
- ・PTA 組織統合のための会議：5 回実施
- ・スクールバスに関する懇談会：2 回実施
- ・教員打合せ：2 学期に 4 回実施
- ・校名について：事務局案「校名は【帯解】小学校。校章・校歌については新たに制定する。」
- ・帯解地域では、第 5 回協議会の場で了承を得る。精華地域では、了承するまでに至らず。1 月 7 日の第 7 回協議会で「事務局案で進めさせて頂く」旨を告げ、1 月 15 日の教育委員会で審議・決定、3 月議会で「奈良市立学校設置条例」を上程し議決された。
- ・校章、校歌については、公募をし決定した。校歌については、作曲家に依頼した。
- ・閉校式、記念誌については、学校と調整した。
精華小学校閉校式：3 月 29 日（帯解小学校では、計画していない。）

● 柳生・興東中学校の統合再編について

- ・協議会の開催：柳生地域 6 回（7/13、8/27、10/6、11/21、1/14、3/27 予定）
興東地域 3 回（11/25、1/13、3/30 予定）
- ・交流学習：2 学期に 1 回実施、3 学期に 2 回実施（中学校）
3 学期に 3 回実施（小学校）
- ・保護者説明会：2 学期に 2 回実施
- ・PTA 組織統合のための会議：2 回実施
- ・スクールバスに関する懇談会：2 回実施
- ・教員打合せ：2 学期に 1 回実施
- ・校名について：両地域の代表者で協議。
- ・柳生地域では、第 4 回協議会の場で、興東地域では、第 1 回協議会の場で了承され、1 月 15 日の教育委員会で審議・決定、3 月議会で「奈良市立学校設置条例」を上程し議決された。
- ・校章、校歌については、公募をし決定した。校歌については、作曲家に依頼した。
- ・閉校式、記念誌については、学校と調整した。
柳生中学校閉校式：3 月 22 日、興東中学校閉校式：3 月 24 日

● 都祁地域の 4 小学校の統合再編について

- ・協議会の開催：並松地域（10/7、3/3）、都祁地域（10/11、3/2）、六郷地域（10/9、3/4）
では各 2 回開催
吐山地域（2/7）では、学校規模適正化に関する打合せ会を開催
- ※ 3 地域については、様々な意見をいただいた上で「都祁 4 小学校を、都祁小学校又は都祁中学校敷地内で統合再編していく」ことで合意をしている。
- ※ 吐山地域については、統合再編に反対の思いが強い。

学校規模適正化に伴う統合再編に係る校名等について

学校規模適正化に伴う統合再編に係る校名等については、次に示すところにより各地域の学校規模適正化検討協議会に提示し、教育委員会が定め、条例改廃に伴う手続きを行います。

学校の名称は歴史を積み重ねるとともに、掛け替えのない価値が醸成されます。特に、隣接する地域においての統合再編となるために、統合する学校の名称等について協議を通じ決定に導くことは、自治連合会長はじめ、学校規模適正化検討協議会委員、地域住民の方々に対して多大なご負担を強いることになります。

したがって、後期計画からは、学校規模適正化に係る統合再編校の名称については次のとおり定め、このことについての協議を円滑に進め、児童・生徒の教育的効果を十分に確保できるよう教育環境を整備するという本来の主旨についての推進を図るものです。また、校章や校歌は学校が制定するものですが、校名とともに円滑に進める必要があるため同様に提示します。

なお、それぞれの地域の状況を勘案し協議を進めますが、円滑な協議を進めるためのガイドラインとしての適用を図ります。

1 校名について

- (1) 統合再編する学校の内、何れかの学校を使用し統合校とする場合については、継続使用する学校の名称を統合校の名称とする。
- (2) 統合再編する学校とは異なる場所で、統合校を設置する場合については、新たな名称を定め統合校の名称とする。
- (3) 次の例については、上記（１）、（２）の例外として適用する。

例 小学校が統合再編されることにより、当該地域が１小学校・１中学校となる場合、中学校の名称を小学校に用いる。

※ ただし、上記例を適用した際、名称が既存する学校の名称と重なる場合は、上記例は適用せず（１）及び（２）を適用する。

2 校章について

- (1) １（１）により、使用する学校の名称を統合校の名称とする場合については、使用する学校の校章を統合校の校章とする。
- (2) 統合再編する学校の名称を新たに定める場合については、新たな校章を定め統合校の校章とする。
- (3) 次の例については、上記（１）、（２）の例外として適用する。

例 校章デザインに、特定の学校を限定する要素が含まれる場合は改める。

3 校歌について

- (1) １（１）により、使用する学校の名称を統合校の名称とする場合については、統合再編を踏まえて（新しい学校を創る意を表して）新しい校歌を制定する。
- (2) 統合再編する学校の名称を新たに定める場合については、新たな校歌を定め統合校の校歌とする。
- (3) 次の例については、上記（１）、（２）の例外として適用する。

例 校歌の歌詞に、特定の学校を限定する要素が含まれる場合は改める。

両協議会代表による校名等協議会

日 時 第1回 平成26年12月16日 19:00～
 第2回 平成26年12月28日 18:00～
 第3回 平成27年1月9日 18:00～

場 所 奈良市東部出張所会議室

出席者 柳生地区 荻田精吾会長 興東地区 須蒲 孝会長
 福西昭次副会長 西窪弘之会長
 大西義明副会長 田嶋俊秀会長

概 要 柳生地域においてこの統合は、地区から学校がなくなることになるが、興東地域においては興東地域内の移転にとどまる結果となるので、地区から中学校がなくなる上、その名前もなくなるのは寂しいという思いが住民に強い。ぜひ「柳生」という名称を残してほしいという意見が出された。

興東地域においては、現在までにそれぞれの地域にあった小、中学校が統合してきた経緯があり、地域名を学校の名称とせず、東部を興すという意が込められた「興東」という名称となっている。この「興東」という名称にはこのような思いは強いが、統合校の名称として新しい名称を付すこと、もしくは並立する名称という意見があった。

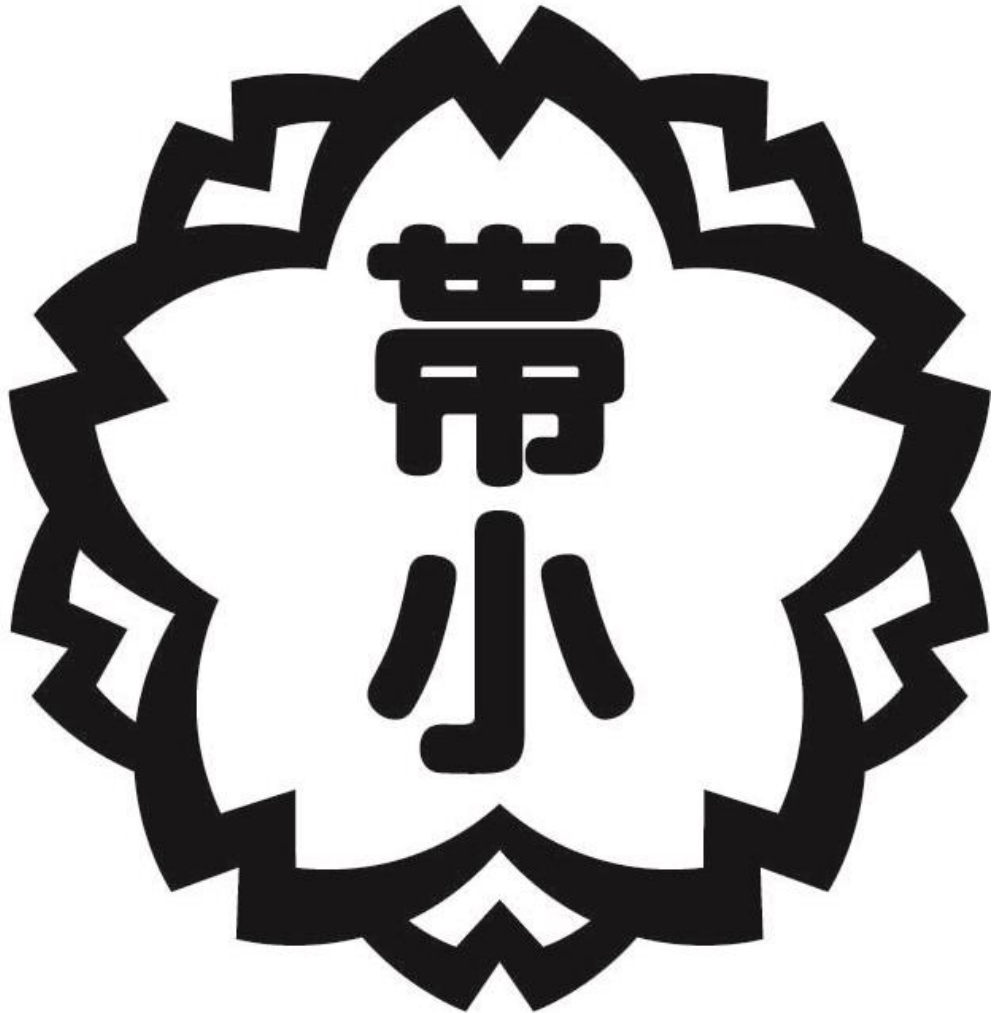
校名を検討する期間を延長するためには、「仮称」として一旦「興東中学校」で統合し、その後、校名を変更する手続きを行うということになるが、このことは、子どもたちにとって、統合後に学校名が変わることや、先行きの不安を抱かねるので選択肢としては良くないということを両地域とも考えた。

具体的には、「興東」や「柳生」の何れかのみを名称とすることについては、地域の合意を得難いことから、新しい校名案として「奈良東部」「奈良東」、所在地から「大柳生」、並立した「興東柳生」、「柳生興東」等が出されたが、単純な並立は工夫がないという意見もあった。柳生地域から、どちらが先でも良いので、両方を残したほうが良い。柳生としては地域への説明も成り立つ。逆に新しい名前のほうが難しいという意見に、興東地域からも、皆が納得する説明も必要になる。並立はこのことを勘案すると理解できるとの表明がなされた。

並立する名称に、学びの舎という意から「館」を入れてはどうかという案により、東部を興すという意をもつ興東に館を付し、柳生地域との統合により、広域な校区から2校の生徒が集う学校としてともに学ぶ学び舎を創造する意から「興東館柳生中学校」を統合校の校名とすることで、両地域の合意を得た。

また、校章、校歌（歌詞）については生徒や地域住民に公募し、校歌（作曲）は、専門家にお願いをする形で制作することで合意を得た。

帯解小学校 校章



帯解小学校、精華小学校、両校で31点の応募がありました。応募作品には桜や水仙、千年菊等をあしらったデザインがありました。また、奈良市立小学校のでは桜のデザインがほどこされた校章が多いことから、精華小学校の校章に用いられていた桜のデザインに帯解小学校の「帯」をあしらった作品が選定されました。選定委員会では、「帯」「帯小」「帯解」の文字について検討され、「帯小」が採用されました。

平成27年4月1日制定

帯解小学校 校旗及び代校旗



帯解小学校 校歌

作詞 青木えみ子 作曲 尾上和彦

- 1 空と青垣 奈良の地に
学ぶ 仲間の 絆は深い
手と手をつなぎ 助け合う
僕たち 私たちには 友がある
あゝ 帯解 帯解小学校
- 2 緑萌えたつ 学び舎に
笑う 仲間の 絆は優し
一人一人の 思いやり
僕たち 私たちには 夢がある
あゝ 帯解 帯解小学校
- 3 古き都の 野や山に
遊ぶ 仲間の 絆は強い
心豊かに 歩む将来
僕たち 私たちには 未来がある
あゝ 帯解 帯解小学校

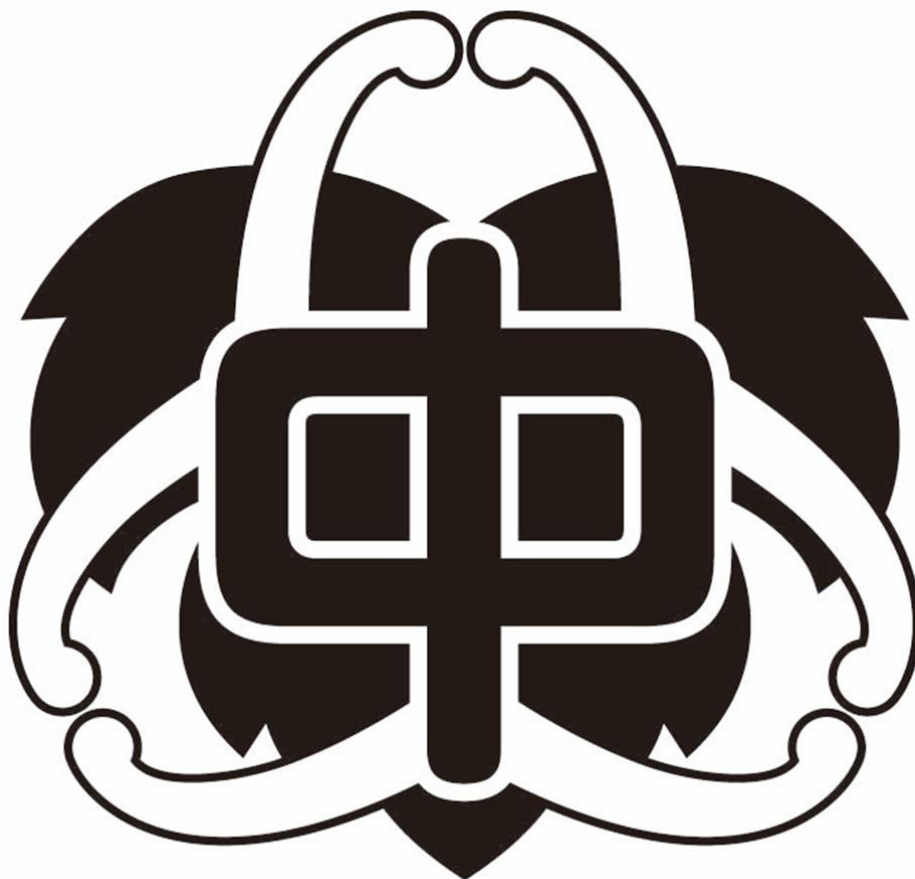
校歌の歌詞は、両校から5点の応募がありました。

統合する両地域が連想でき、児童になじみやすい歌詞であること等を選定する上での根拠とされ、青木えみ子（帯解地区在住）様の応募作品が選定されました。

作曲は、精華地区在住の作曲家の尾上和彦様に依頼しました。尾上様は子どもたちにオペラの素晴らしさも伝えていただいております。地域在住の専門家として、この度の作曲をお引き受けいただきました。

平成27年4月1日制定

興東館柳生中学校 校章



柳生中学校、興東中学校、両校で31点の応募がありました。同じ方による複数の作品応募もありました。応募作品は、両校の校章を重ね合わせた案が9点と最も多く、桜をモチーフとした案が8点ありました。桜のデザインは、多くの小学校で使用されているという理由により、両校の校章を重ね合わせた案が採用されました。

その理由として、興東館柳生中学校の新しい校名に、「興東」、「柳生」の旧中学校名が表されていること。その意は、早蕨（さわらび）のように、すくすくと素直に成長し、年と共に新たに、しかも風雪に堪えて、地中でお互いに固く結びあい、豊かに伸びようと希（こいねが）っている。（旧柳生中学校）また、蔦のように、粘り強く、ぐんぐん伸びることを願う意味が込められている。（旧興東中学校）

平成27年4月1日制定

興東館柳生中学校 校旗及び代校旗



興東館柳生中学校 校歌

作詞 寺田幸子 作曲 河合摂子

- 1 いにしへの 奈良の都の山陵(みささぎ)に
桜の花咲く 静かな里
希望を抱きて 輝く友よ
今、ともに学び、ともに鍛える
奈良の東部(ひがし)を興す我ら 興東館柳生中学校
- 2 青によし 奈良の都を進むれば
川の水清き 蛍の里
希望を抱きて 輝く友よ
今、ともに笑い、ともに語らう
奈良の東部を興す我ら 興東館柳生中学校
- 3 万葉の 道をめぐりて拓けしは
紅葉燃ゆる 剣豪(けん)の里
希望を抱きて 輝く友よ
今、ともに歩み、ともに育む
奈良の東部を興す我ら 興東館柳生中学校

校歌の歌詞は、両校から6点の応募がありました。

統合する両地域を連想でき、生徒になじみやすい歌詞であること等を選定する上での根拠とされ、寺田幸子（興東中学校保護者）様の応募作品が選定されました。

作曲は、興東小学校校歌の作曲を依頼した作曲家の河合摂子先生（大阪音楽大学附属音楽院講師、奈良県立高円高校音楽科講師）に依頼しました。河合先生は、興東小学校校歌を手掛けられた際に地域を散策され、イメージを膨らませて作曲をいただいたことから、この度の作曲についてもお引き受けいただきました。

平成27年4月1日制定

統合再編に伴う新校章及び新校歌制定要領

(公募及び委託)

- 1 校章及び校歌（作詞）を当該地域の児童、保護者及び住民に公募する
校章については、デザインの意味を記して応募すること
- 2 校歌（作曲）は専門家に委託する
- 3 公募は文書を全戸配布により広報する
- 4 公募する期間は1か月間程度とする

(選定)

- 5 選定は「校章・校歌選定委員会」を設け選定する
- 6 選定委員会の委員は、両校校長、教頭、校長が定める学校関係者とする
(氏名の公表及び権利の放棄)
- 7 校章デザイン及び作曲を専門とする者をアドバイザーとして委託し、公募を経て選定した校章デザイン及び歌詞の修正等の助言を受けるが、校章デザイン作成者及び作詞者としての公表は応募者の氏名とする
- 8 校章及び校歌（作詞・作曲）の制作者個人に係る権利はその一切を放棄し、当該学校に帰属するものとする

(制定)

- 9 校章及び校歌は、平成27年4月1日（予定）を制定日とする

(スケジュール案)

- | | |
|-------|---|
| 1月20日 | 地域学校規模適正化検討協議会を経て公募を始める
当該学校を通じて、児童、保護者に広報する |
| 1月下旬 | 市民だよりの配布とともに、地域住民への広報を行う |
| 2月20日 | 公募締め切り |
| 2月末 | 校章・校歌選定委員会により選定
校章デザイン修正及び作曲委託・歌詞修正 |
| 3月中下旬 | 校章・校歌作成完了
校章を掲げる備品発注・設置 |

応募先 ○奈良市立帯解小学校内 校章・校歌選定委員会宛

奈良市柴屋町9番地 0742-62-4411

○奈良市立精華小学校内 校章・校歌選定委員会宛

奈良市高樋町1139番地の1 0742-62-9206

統合再編に伴う新校章及び新校歌制定要領

(公募及び委託)

- 1 校章及び校歌（作詞）を当該地域の生徒、保護者及び住民に公募する
校章については、デザインの意味を記して応募すること
- 2 校歌（作曲）は専門家に委託する
- 3 公募は文書を全戸配布により広報する
- 4 公募する期間は1 か月間程度とする

(選定)

- 5 選定は「校章・校歌選定委員会」を設け選定する
- 6 選定委員会の委員は、両校校長、PTA会長、校名等協議代表者（興東地域は3自治連合会長、柳生地域は協議会会長と副会長）とする

(氏名の公表及び権利の放棄)

- 7 校章デザイン及び作曲を専門とする者をアドバイザーとして委託し、公募を経て選定した校章デザイン及び歌詞の修正等の助言を受けるが、校章デザイン作成者及び作詞者としての公表は応募者の氏名とする
- 8 校章及び校歌（作詞・作曲）の制作者個人に係る権利はその一切を放棄し、当該学校に帰属するものとする

(制定)

- 9 校章及び校歌は、平成27年4月1日（予定）を制定日とする

(スケジュール)

- | | |
|-------|---|
| 1月20日 | 地域学校規模適正化検討協議会を経て公募を始める
当該学校を通じて、生徒、保護者に広報する |
| 1月下旬 | 市民だよりの配布とともに、地域住民への広報を行う |
| 2月20日 | 公募締め切り |
| 2月末 | 校章・校歌選定委員会により選定
校章デザイン修正及び作曲委託・歌詞修正 |
| 3月中下旬 | 校章・校歌作成完了
校章を掲げる備品発注・設置 |

応募先 ○奈良市立柳生中学校内 校章・校歌選定委員会宛
奈良市柳生町212番地の2 0742-94-0222
○奈良市立興東中学校内 校章・校歌選定委員会宛
奈良市大柳生町832番地 0742-93-0080

学校規模正化後期計画（案） ～統合再編の基準～

1. 過小規模校及び早期に適正化の必要な小規模校について

＜前期計画＞ 過小規模校及び、早期に適正化の必要な小規模校（児童生徒数が160人以下の小中学校）を対象とする



- ・大柳生小と相和小学校が統合再編する
- 柳生小学校は通学距離の関係で残す（児童の推移を見守る）。

- ☐ 柳生中、興東中、田原小中、月ヶ瀬中、精華小、柳生小、大柳生小、相和小、月ヶ瀬小、
- ☐ 鼓阪小、帯解小、佐保台小、並松小、都祁小、吐山小、六郷小

＜中期計画＞ 過小規模の学校を対象とする

中学校

○5学級以下となる。—奈良市実施方針学校規模の基準 過小規模校の区分より

小学校

○5学級以下となる。（複式学級が発生する。）—奈良市実施方針学校規模の基準 過小規模校の区分より
○6学級で100人未満となる。



＜後期計画では＞

過小規模及び早期に適正化の必要な学校を対象とする

学校規模適正化実施方針で対象としていた学校

○過小規模校及び、早期に適正化の必要な小規模校（児童生徒数が160人以下の小中学校）

後期計画後をふまえ、教育環境の整備・充実を検討する学校（小規模校を中心として）

- 上記対象校のうち、通学距離の関係で隣接校との統合が困難な学校の在り方
- 小規模校のうち、統合再編をすることで教育環境の充実を図ることができる学校

- ☐ 柳生中、興東中、田原小・中、月ヶ瀬小・中、精華小、柳生小、興東小、佐保台小、並松小、吐山小、六郷小が上記の基準に該当。

※ 通学距離について考慮（「義務教育諸学校等の施策費の国庫負担等に関する法律施行令」により、小学校は4km以内、中学校は6km以内と定義）

- ☐ 柳生中、興東中、田原小・中、月ヶ瀬小・中、精華小、柳生小、興東小、並松小、吐山小、六郷小、
- ☐ 鼓阪小、帯解小、佐保台小、鼓阪北小、都祁小、
- ☐ 都祁中

- ☐ 右京小、神功小、平城西中

2. 大規模の学校について（基準:25学級以上）

- 大規模の小学校（数字は平成26年度の普通学級数） * 中学校は該当校なし。
（六条小学校、三碓小学校は、今後も大規模な状況が続くが、児童数が減少に向かうと予想されるため、児童数の推移を見守ることとする。

3. 実施計画の内容（対象校及び小規模校）

学校名	区分	児童生徒数()は学級数		実施計画の内容
		H26	H28(推計)	
精華小	過小規模	15(3)	17(3)	【統合再編】精華小学校は過小規模が継続し複式学級が発生しているため、集団活動ができる人数を安定的に確保し教育環境を整える観点から、平成27年4月をめどに帯解小学校と統合再編する。統合先は帯解小とする。
帯解小	小規模	120(6)	109(6)	
田原小	過小規模	38(5)	39(4)	【小中一貫】田原小・中学校は過小規模であるが、特色ある施設一体型の小中一貫教育の充実を図りながら、特認校制度等の導入について検討する。 但し、保護者や地域住民の意向を聞き取り、統合再編の要望があれば検討する。
田原中	過小規模	21(3)	17(3)	
並松小	過小規模	63(6)	51(6)	【統合再編を検討+小中一貫】 並松小学校・吐山小学校・六郷小学校は過小規模であり、集団活動ができる人数を安定的に確保し、教育環境を整える観点から、都祁小学校を含めて統合再編する。統合先は、都祁小学校又は都祁中学校の敷地内を候補とし、1小1中の小中一貫教育を実施する。 都祁中学校は小規模であるが、生徒数の推移を見守ることとする。
吐山小	過小規模	37(4)	35(4)	
六郷小	過小規模	46(6)	35(4)	
都祁小	小規模	113(6)	95(6)	
都祁中	小規模	156(6)	149(6)	
柳生中	過小規模	19(3)	17(3)	【統合再編】柳生中学校と興東中学校は過小規模であり、集団活動ができる人数を安定的に確保し、教育環境を整える観点から、平成27年4月をめどに統合再編を行う。統合先は、興東中学校とする。 【見送り】柳生小学校と興東小学校は過小規模であるが、児童数の推移を見守ることとする。
興東中	過小規模	23(3)	21(3)	
柳生小	過小規模	46(4)	55(5)	
興東小	過小規模	56(6)	54(5)	
鼓阪小	小規模	106(6)	98(6)	【統合再編を検討】鼓阪小学校と鼓阪北小学校は小規模であるが、今後の児童数の推移を勘案し、統合再編を検討する。
鼓阪北小	小規模	141(6)	123(6)	
右京小	小規模	188(8)	185(9)	【統合再編を検討】右京小学校と神功小学校は小規模であるが、今後の児童数の推移を勘案し、平城西中学校と1小1中の小中一貫教育の実施を視野に統合再編を検討する。
神功小	小規模	271(11)	222(11)	
佐保台小	過小規模	108(6)	113(6)	【見守る】佐保台小学校は過小規模であるが、住宅開発が行われることから、児童数の推移を見守ることとする。
月ヶ瀬小	過小規模	53(5)	52(5)	【小中一貫】月ヶ瀬小・中学校ともに過小規模であるが、他のゾーンとは地理的に離れていることから他校との統合再編は困難な状況にあるため、今後は小中一貫教育を推進するとともに、学校の活性化や特色ある学校づくりを進めていく。
月ヶ瀬中	過小規模	35(3)	29(3)	
椿井小	小規模	206(8)	199(8)	【現状維持】椿井小学校は小規模であるが、専門的な聴力検査が行える防音室の設備が整っており、市内全域から通学できる難聴学級と難聴通級指導教室（きこえの教室）が設置され、今後も奈良市の難聴児教育のセンター的役割としての充実を図るため、現状を維持する。
済美南小	小規模	219(9)	223(10)	【見守る】済美南小学校は小規模であるが、児童数が増加することが予想されるため、児童数の推移を見守ることとする。
富雄第三中	小規模	188(6)	190(6)	【小中一貫】富雄第三中学校は小規模であるが、富雄第三小学校との施設一体型の小中一貫校として、特色ある学校づくりを推進していく。

- の学校は、後期計画内（H26~H28）で統合再編をするものではない。（後期後に向けて検討及び、適正化対象外の学校）

配布資料 2 学校規模適正化検討協議会ニュース

- ・帯解地域学校規模適正化検討協議会ニュース第1号～第5号
- ・精華地域学校規模適正化検討協議会ニュース第1号～第7号
- ・柳生地域学校規模適正化検討協議会ニュース第1号～第5号
- ・興東地域学校規模適正化検討協議会ニュース第1号～第2号
- ・並松地域学校規模適正化検討協議会ニュース第1号～第2号
- ・吐山地域学校規模適正化に関する打合せ会ニュース
- ・六郷地域学校規模適正化検討協議会ニュース第1号～第2号

以上の配布資料につきましては、奈良市ホームページ内にある、
教育政策課＞学校規模適正化＞各地域における学校規模適正化の状況
にある協議会ニュースをご参照ください。

<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/00000000000000/1494382007357/index.html>

配布資料 7 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

文部科学省ホームページ内にある、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について（通知）（平成 27 年 1 月）の別添 1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（PDF:613KB）をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm